

平成26年10月 3日

東日本紙器厚生年金基金
理事長 北原茂樹

厚生年金保険法改正に伴う今後の方向性及び規約の一部変更について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、平成26年9月26日開催の第98回代議員会におきまして、基金解散の方向性（後継制度の検討も含む）を全会一致で「別添1」のとおり議決したことをご報告申し上げます。併せて、このことに伴い今後の運営について規約の一部変更を「別添2」のとおりお知らせいたします。

当基金は、昭和43年2月に設立し、国の厚生年金保険の一部を代行するとともに基金独自の上乗せした年金及び一時金の給付を行い、国の年金は法律改正により給付抑制策を幾度も行ってきた中で加入員の皆様の老後の安定と福祉の向上を目的として、当基金独自の上乗せ年金は減額せず給付レベルを維持してまいりました。

現在まで財政状況の健全化を図るため事業主負担の掛金の引上げとともに、昨年度は皆様のご協力により制度変更の実施をさせていただき財政の健全化に向かっておりました。

かかるなか、平成25年6月19日に厚生年金基金制度の見直しに関する法律（「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」）が成立・平成26年4月1日に施行されました。

事業主の負担能力を超えたレベルまでさらに掛金を上げないと、基金を継続する基準をクリアできないような、想定を超える極めて厳しい存続基準が設定されたため、当基金にかぎらず全国約500ある基金の大半が、解散または他制度への移行を行わなければならないこととなりました。

当基金においても、今回の法律改正を踏まえて「理事会」、「代議員会」等にて、当基金の今後の運営について検討を重ねてまいりました。しかしながら、国で定めた想定を超える存続基準が極めて厳しく、厚生年金基金としての将来は極めて困難と判断し、平成26年9月26日に開催いたしました代議員会において、基金解散へ向けた準備を進めていくという苦渋の選択をせざるを得ませんでした。

これにより、今後、基金解散へ向けた準備（手続き）を進めてまいります。今回の決定はあくまでも代議員会としての方針決定であり、解散にあたりましては事業主様、加入員様の2/3のご同意が必要とされております。

また、解散の手続きとしましては基金と国の記録の突合を経て基金の記録整備が完了したのち、代議員会の解散決議を経て、厚生労働省への解散認可申請を行うこととなりますが、ご同意の手続きはその直前に行うことと時期が指定されておりますのでしばらく先の時期となります。この手続きにつきましては、改めて別途ご案内させていただきます。

事業主及び加入員の皆様におかれましては、何卒、事情ご賢察のうえご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

厚生年金保険法改正に伴う今後の方向性について

1. 基金設立からの経緯について

(1) 設立及び適用事業所数・加入員数等について

当基金は東京都内の紙器生産・加工及び合紙の加工を主とする事業所と関連団体を対象とする代行型総合厚生年金基金として昭和43年2月1日に設立されました。（昭和56年に加算型給付に移行）

設立当初の昭和43年度末においては事業所数496社・加入員数9,037人でした。その後昭和54年には適用地域を神奈川・埼玉・千葉の3県に拡大、昭和57年には群馬・栃木・茨城・静岡に拡大、さらに昭和63年には新潟・長野・山梨に拡大、平成6年には北海道他東北6県へ拡大を図ってきました。

この結果、平成6年度末には適用事業所数680社・加入員数12,396人に達しましたが、その後適用事業所数・加入員数とも減少に転じ平成25年度末では適用事業所数443社・加入員数8,289人とピーク時と比較すると2/3の状況となりました。

(2) 受給者数等支出について

受給者数は年々増加し平成24年度末から受給者数が加入員数を上回る傾向で、平成25年度末では8,871人となりました。給付費も年々増加し平成13年度末から給付費が掛金収入を上回る傾向となり、掛金給付の差は年々拡大してきました。平均寿命も設立当初の女性は74才から12年延び86才、男性は69才から11年延び80才の状況となりました。

平成25年度末では給付費48億円に対して掛金収入が28億円と給付費が掛金収入を約20億上回っている状況となっています。

(3) 掛金率等収入について

掛金率は当初2.5%から25年度末には9.1%と6.6%増加しましたが、国の保険料率は当初の5.5%から25年度末には17.1%と11.6%増加している中で、国の代行給付の原資となる免除保険料率については設立当初から1.6%微増と(注) 代行給付に見合う保険料もなく平成19年から4.0%のままであること、加入員数の減少や長期デフレ不況の景気低迷下の影響もあり掛金収入額は延びていない状況にあります。

(4) 基金財政健全化について

給付率は当初11.4/1000でスタートし昭和48年に12.5/1000に改善、昭和56年に加算型給付へ移行、昭和62年に10%アップ、平成元年に15%アップを行ってきており、国の年金は法律改正により給付抑制策を幾度も行ってきた中で、当基金独自の上乘せ年金は減額せず給付レベルを維持してまいりましたが、財政状況の健全化を図るため皆様のご協力により掛金の引上げとともに平成25年10月より制度変更（加算年金の50%減額等）を実施させていただきました。

これにより、当面の基金財政の危機を回避するとともに事業運営にあたっての一定の基盤を整備することができました。

(5) 金融・経済環境等について

基金をとりまく環境としては、昭和43年の基金設立から20数年間は金融・経済環境がよく長期国債の利回りも平均6%を超えていた時代でしたが、最近20年間の平均は5.5%をはるかに下回る水準にとどまっています。

特に平成9年の金融危機後、平成15年以降の数年間は金融市場環境の好転により財政状況も改善しましたが、再び平成19年以降の金融危機を発端とした世界同時不況に伴う金融・経済環境の著しい悪化（長期デフレ不況、低金利・円高・株安）を受けて基金の財政状況は悪化しました。この結果、平成23年末に厚生労働大臣より財政健全化を取組むべき指定基金に指定されました。この年は5年の一度の掛金見直し時期でもありました。このため前述のような財政健全化の対応策を図ってまいりました。

減額前の当時の財政状況は時価資産約239億円、最低責任準備金約362億円の差約123億円の代行不足金がありました。現在の財政状況は財政健全化の対策効果の他、最近の金融市場環境の好転（円安・株高等）の影響もあり当時より改善され代行不足金も当時より大幅に縮小しました。平成25年度末決算の推計によると代行不足金は時価資産約291億円、最低責任準備金約332億円の差約41億円（平成23年度末から約82億円減少）と見込まれて改善傾向にある中で、厚生年金基金制度の事実上の廃止を内容とする法律が制定され本年4月より施行されました。

(注) 最低責任準備金（代行部分の債務）について

代行部分の債務は平成11年9月までは将来法（代行部分の債務＝代行給付相当額の給付現価）とされていましたが、平成11年10月以降は過去法（代行部分の債務＝前年度末（初年度は平成11年9月末）の代行部分の債務＋当年度の免除保険料収入・厚生年金本体の利回りによる収益等の収入－代行給付相当額等の支出に基づき転がし計算により算出した最低責任準備金）によることとされています。

厚生年金本体の利回りが高くなった場合は債務評価が厳しくなり、利回りが低くなった場合は緩やかになる仕組みとなっています。

基金独自の上乘せ給付に併せて国の年金の代行給付を行う厚生年金基金の制度上、運用収益の影響を除けば給付費が掛金収入を上回る分は基金の積立資産が減少する一方、債務である最低責任準備金も代行給付相当分については減少していく仕組みとなっているため、現在生じている掛金給付差分がそのまま時の経過とともに代行割れを拡大していくものではないことにご留意ください。

平成16年法改正 〈代行部分の債務の明確化〉

■平成16年改正において、平成12年改正により実施されてきた厚生年金基金の免除保険料の凍結（バブル崩壊後の経済状況に鑑み保険料の引上げが凍結されていた）が解除され、基金の代行部分の取扱いが明確化されました。

基金が国に対して責任を持つべきは「最低責任準備金」である。最低責任準備金は、免除保険料収入、代行給付支出と厚生年金本体の利回りなどから算出するとされました。



2 法改正後の基金の対応

(1) 厚生年金基金としては解散の方向性

平成26年4月1日施行の厚生年金基金制度見直しにかかる厚生年金改正法においては、掛金を大幅に上げないとクリアできないような想定を超える極めて厳しい存続要件が設定されたため、当基金に限らず全国には500以上の基金がありますが、大半が厚生年金基金としての存続は極めて困難な状況となりました。

当基金が現在の厚生年金基金として存続するための今後の費用を試算したところ、改正後の基準によると、本年度末に最低責任準備金の1.1倍以上の純資産が必要（5年後には1.5倍または最低責任準備金＋上乘せ債務分が必要）とされているため最低責任準備金の増減を考慮しない場合、26年度末で約77億円の積み立て資産の増加が必要（掛金率換算26%相当）と想定されます。

これは明らかに事業所の支払い能力を超えた存続要件であり厚生年金基金としての存続は極めて困難であり、解散やむなしの状況となりました。当基金は昭和43年設立以来、約半世紀にわたり業界の福利厚生に貢献してまいりました。概算ですが設立から平成25年度末までの老後所得としての給付費累計は約711億円となります。

なお、この間の掛金収入累計は770億円、運用収益累計は239億円（通期利回りは約5%（国とほぼ同様））となっています。

現在の加算年金水準(平均)は月額8,000円ですが、基金が解散した場合は、この加算年金の給付はなくなります。基金が解散した場合は、基金独自の給付はなくなりますが、国を代行している部分の年金（報酬比例の老齢厚生年金）の支払い義務は国に移転し、基金に加入されていない方と同様に老齢厚生年金の支給要件に基づき国から支給されることとなります。

基金が解散した場合は、最低責任準備金相当額（代行部分の債務）は国へ返還することとなります。

解散後は基金の掛金納付は不要となりますが、このうち免除保険料相当分（4%）は国へ納付することとなります。

また、積立資産が最低責任準備金相当額（代行部分の債務）に不足している場合は、適用事業所が按分により負担し国へ納付することと法定されております。

解散には事業主様及び加入員様の同意が必要であり、国の記録と基金の記録突合が完了したのち厚労省の認可を経て決定されるものであることから、解散の予定時期は数年先と推定されます。このためその時点の代行部分の不足金は未確定のところがありますが、現時点（25年度決算推計）では代行不足金は41億円と見込まれています。

改正法において規定された納付額の特例制度（政令要件に適合し認定されることが前提）を活用するとさらに減少する可能性があります。

解散までの資産については国の運用と乖離しないよう慎重に運用し、代行不足金が拡大しないよう（注）取組んでまいります。

（注）代行不足金の拡大抑制について



厚生年金本体の利回りが高くなった場合は債務評価が厳しくなり、利回りが低くなった場合は緩やかになる仕組みとなっています。運用収益の要因として内外株式変動の影響が大きいため、資産配分（内外株式の構成度合）を基本的に国の資産度合に近づけることにより、仮に国の利回りが高くなった場合でも低くなった場合でも、代行不足金の拡大抑制が可能となります。

（今後、さらに株価市場が高騰した場合の高い運用益を期待するのではなく、代行不足金の拡大リスク回避に重点をおいた国並みの運用利回りを目指す運用となります。）

(2) 解散の予定時期

厚生年金基金の解散には以下のとおり法令で決められた手続きが必要とされており、2年程度先になると見込まれます。

【主な事項・日程等】

- 1 平成26年 代議員会にて解散方針決議
- 2 厚生労働省へ解散方針議決報告書の提出
- 3 記録整備の開始(2年程度必要(注))
- 4 事業所説明会の実施
- 5 記録整備仮完了
- 6 事業所・加入員(労働組合含む)の2/3の同意取得(事業所説明会の実施)
- 7 平成28年 代議員会にて解散決議
- 8 厚生労働省へ認可申請
- 9 平成29年 解散認可
- 10 基金解散→清算法人
- 11 最低責任準備金(代行資産)の確定
- 12 財産目録等の承認申請
- 13 基金から積立資産(最低責任準備金相当額)を国へ返還
- 14 適用事業所から代行不足金(積立資産が最低責任準備金相当額に不足している額)の按分による納付
- 15 決算報告書の申請・承認

(3) 厚生年金基金解散後の後継制度の検討

当基金として、今後は厚生年金基金制度のしくみの企業年金としては解散の方向で手続きを進めてまいります。企業年金には国の年金を一部代行したうえで企業独自の上乘せ給付を行うしくみの厚生年金基金の他に、国の年金は代行しない確定給付企業年金のほか掛金が確定している確定拠出年金があります。

このため現在事業主様にご負担いただいている基金掛金の範囲内において老後所得としての企業年金制度が活用できないか併せて検討してまいります。

解散後は基金独自の上乘せ給付は受けられなくなってしまいますので、受給権者様の加算年金の保証期間分については一定期間に限り一時金で清算可能であることを周知しつつ、加入員様については今までご加入いただいた実績を反映した後継制度とするなど、できるだけ皆様のご理解が得られるような対応を図ってまいりたいと考えております。

(注) 記録整備について

代議員会での解散方針決議後、最初の手続きである記録整備開始から実際に解散が認可されるまで、2年程度かかると推定されます。歴史の長い基金ほど、膨大な記録を整備することになるため長くかかると推定されます。基金の解散は基金が中途脱退者も含め加入員・受給権者全員について、①今後の支払義務を国に引継ぐこと②責任財産として最低責任準備金を国に納付すること③残余財産を確定のうえ不足額があれば納付計画に従って完納すること(剰余があれば受給権者等へ分配すること)④債権債務関係を清算し法人として消滅することなどの一連の手続きを行います。

基金が支払義務を負っている加入員・受給者全員について「漏れなく」国に引継ぐためには、対象者全員の正確な「記録整備」が必要とされています。最低責任準備金を算出するためにも、当基金が設立された昭和43年以降の記録について、中途脱退者も含め加入員・受給権者全員について、正確な「記録整備」が必要で、数々の細かな工程が設けられています。

記録整備の最初の段階は対象者の確定と基礎年金番号の補足です。記録整備は基礎年金番号を元に行うため基礎年金番号がないと記録突合やその後の手続きが進まなくなります。最近の加入員であれば調べるのは容易ですが、何十年も前の記録で該当者が基礎年金番号を登録しないまま退職してしまい連絡が取れなかったり、事業所が閉鎖されてすでに存在しない場合などの調査は困難を極めることになります。名前の読み方が違って届けられていたり、生年月日の届出が違っていたり、あえて本人が実際より若く申し就職していたケースもあり得ます。解散時に国庫に納付する最低責任準備金の計算は、平成11年9月末の生存者及び10月以降に基金に加入した人全員を対象としています。平成11年9月末時点では生存していたものの、10月以降に支給開始待ちのまま死亡された方も含めて計算対象となっています。

適正な納付額の計算をするために、最低責任準備金の計算の対象となる人について、故人も含め基礎年金番号だけでなく新規加入から解散認可までの毎月の標準報酬の履歴が基金の管理する加入員記録と国の管理する厚生年金被保険者記録との間で完全に一致している必要があります。加入員によっては、数十年間の給与明細を照合するような作業となります。違っていた場合は、なぜ違いが生じたか数十年も前の当時の資料を探し出して確認する必要があります。また、基金が死亡失権者・中途脱退者だと認識している人も含み本当に死亡失権しているか、企業年金連合会へ移換しているか等を、すべて漏れなく確認しなければならないこととされています。

支払義務を国へ引継ぐ対象者の基礎年金番号や標準報酬の履歴が一致しているか、国に納付する最低責任準備金が正しく算出できるかという観点で引継ぎができる水準に達したのち解散認可が可能となります。このようなことから記録整備に2年程度かかると推定されます。

基金規約の一部変更について

1 設立事業所及び加入員の減少に係る掛金の一括徴収について

この規約変更は、設立事業所の減少に伴う一括徴収の規定に関し、従前、一括徴収の対象を任意脱退の場合に限定する規定としておりましたが、今般、一括徴収の対象を任意脱退に限らず、設立事業所が減少した場合に変更することといたしました。

2 代議員定数及び理事の定数の変更について

平成21年2月に第18期代議員定数を30名に減員して以降、設立事業所、加入員とも年々減少してきている傾向にあり、平成25年度末においては、加入事業所443（20年3月末・514）・加入員8,289人（20年3月末・9,560人）に減少したこと等から、第20期（平成27年2月23日施行）から代議員定数を26人に、理事定数を10人に変更します。

3 解散時特別掛金の徴収に係る経過措置について

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）にもとづき、当基金の方向性に対応するため、以下のとおり変更いたしました。

なお、附則第2条第1項の規定はあくまでも原則規定を明確化したものです。この条項で「特別掛金として一括して徴収する」と規定していますが、特例として事業所の申請を受け厚生労働省の承認を経た場合は、分割納付の活用もできることとされております。

附則

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成26年9月26日から適用する。

（解散時特別掛金の徴収に関する経過措置）

第2条 第97条の2の規定にかかわらず、当分の間、この基金が解散する場合において、当該解散する日における年金給付等積立金の額が、最低責任準備金を下回るときは、この基金は、当該下回る額（以下この条において「解散時不足額」という。）を特別掛金として一括して徴収するものとする。

2 前項に規定する解散時不足額の徴収は、当該解散時不足額に、次の第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た割合を乗じて得た額を、設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。

(1) 解散日現在の各設立事業所に係る平成26年3月末日現在の当該設立事業所の加入員の報酬標準給与の月額合計額

(2) 解散日現在の全設立事業所について、前号に定める額を合算した額

3 前2項に定めるところにより、この基金が解散時不足額の納入の告知をしたときは、設立事業所の事業主は、納入告知書に定める納付期限までに解散時不足額を納付しなければならない。

4 一時金（選択・遺族・退職）支給停止について

基金の方向性議決により、平成26年9月27日から代行部分の年金資産保全する措置として一時金の支給を停止しますが、以下のような経過措置を設けます。

平成26年9月27日において受給権を有する者（退職一時金及びその遺族一時金は除く）及びその翌日から平成26年12月1日までの間において受給権を取得した者が平成26年12月31日までに請求した場合、平成26年12月2日から平成27年1月1日までの間において受給権を取得した者が平成27年1月31日までに請求した場合についてはこの限りでない。ただし、平成26年9月27日において受給権を有する者（退職一時金及びその遺族一時金に限る）は一時金の支給停止を適用しない。